## 【労務】適切な労務管理のポイント

厚生労働省より、「適切な労務管理のポイント」が公表されています。本資料では、労働条件の変更や雇用調整をやむを得ず検討しなければならない場合でも守らなければならない法令の概要や、労務管理上参考となる主要な裁判例をまとめられています。今回は本資料の「賃金の支払い等」について抜粋し、以下にご紹介いたします。

### 1　賃金の支払等

労働者が安心して生活していくためには、賃金や退職金が確実に支払われることが必要不可欠です。 賃金の支払等については、労働基準法等に定められたルールを遵守する必要があります。

#### （1）賃金の確実な支払

賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、確実な支払が確保されなければなりません。

**●法令（労働基準法第 24 条）**

賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月１回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければなりません。

#### （2）退職金・社内預金の確実な支払等のための保全措置

退職金は労働者の退職後の生活に重要な意味を持つものです。
社内預金は労働者の貴重な貯蓄です。
企業が倒産した場合でも、労働者にその支払や返還が確実になされなければなりません。

**●法令（賃金の支払の確保等に関する法律第３条、第５条）**

退職金制度を設けている場合には、確実な支払のための保全措置を講ずるように努めなければなりません。
また、社内預金制度を設けている場合には、確実な返還のための保全措置を講じなければなりません。

#### （3）休業手当の支払

企業側（使用者）の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払い、一定の収入を保障する必要があります。

**●法令（労働基準法第 26 条）**

一時帰休など企業側の都合（使用者の責に帰すべき事由）で所定労働日に労働者を休業させた場合には、休業させた日について平均賃金の 100 分の 60 以上の休業手当を支払わなければなりません。

**参考：未払賃金の立替払制度の概要**

未払賃金の立替払制度は、企業倒産に伴い、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払となっている賃金の一部を、国（（独）労働者健康安全機構）が事業主に代わり立て替えて支払う制度です。
立替払の対象となる賃金は、退職日の６か月前以降の定期賃金（休業手当を含む。）及び退職金のうち、未払となっているものです。
詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

※立替払を行った場合、国（（独）労働者健康安全機構）は、立替払金に相当する金額を、事業主等へ求償することとしています。

参照ホームページ　［　厚生労働省　］
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kanri-point/index.html